



# 国の「高等学校等就学支援金」「高校生等奨学給付金」と 東京都の「私立高等学校等 授業料軽減助成金」

## ■国の支援金や給付金

国の「高等学校等就学支援金制度」は、国公私立高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校 1 年次～3 年次の学費を軽減する制度です。就学支援金が拡充された 2020 年からは、年収 910 万円未満の家庭に対して、保護者の年収によって 118,800 円か 396,000 円が支給されます（国公私立高等学校、公立中等教育学校後期課程の場合は、授業料相当分の 118,800 円を支給）。また、「高校生等奨学給付金」は、年収 270 万円以下の家庭には最大（第 2 子以降）で 152,000 円、生活保護世帯には 52,600 円が給付されます。

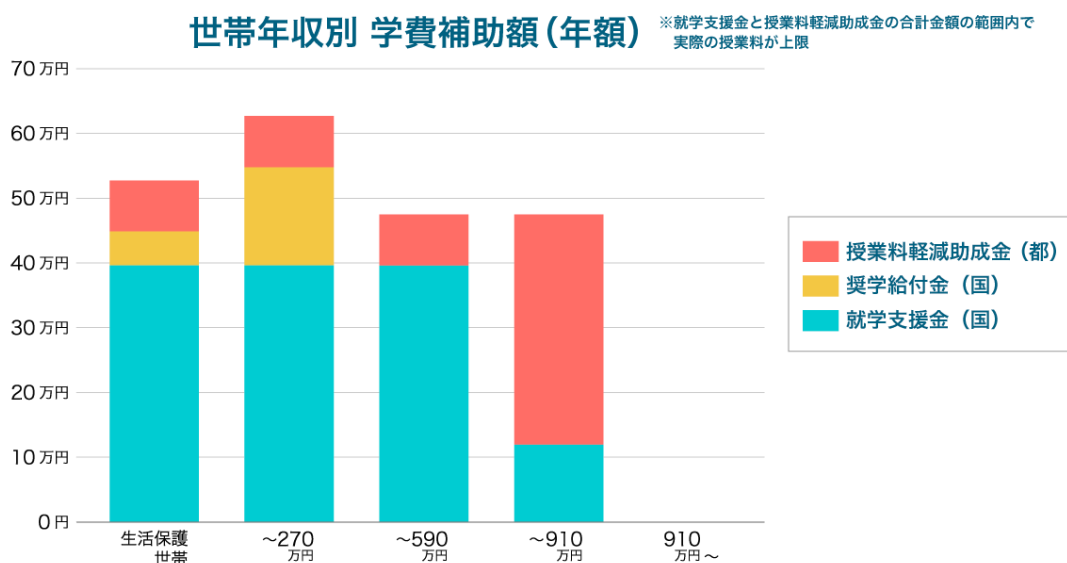
## ■都の私立高等学校等授業料軽減助成金

（対象：都内や近県の私立校に通学する都内在住生）

国のこうした支援金や給付金のほか、東京都では、「私立高等学校等授業料軽減助成金」として、年収 910 万円未満の家庭に、保護者の年収に応じて助成金が給付されます。また、年収が 910 万円以上で、扶養する 23 歳未満の子が 3 人以上いる場合には 59,400 円の助成金が給付されます。

下のグラフは、年収別の国と東京都の給付金の合計を示したものです。

[東京都の授業料の平均 年額約 47 万円]



※世帯年収（目安）：保護者 1 人のみの給与収入がある 4 人世帯（夫婦と子 2 人）をモデルとした場合のグラフです。

（家族構成により基準額が変わりますので、必ず自治体の HP をご覧ください）

## ■申請書類・申請時期について

就学支援金は、入学時に学校から案内があるので、入学後の4月に受給資格認定の申請をし、以降は保護者の変更、住所の変更等がない限りは原則手続不要です。申請には、「申請書」と「保護者等のマイナンバーを明らかにできる書類」が必要です。

支援金の支給額を判断するための家庭の所得状況の確認を1～3年次の6月頃に行います。高校生等奨学給付金もこのときに申請します。

私立高等学校等授業料軽減助成金の申請は各私立校の裁量に任されていますが、補助年度の家庭の所得状況がわかる課税証明書が発行される6月～7月頃に申請することが多いようです。以降は、新しい課税証明書が発行されるごとに毎年申請が必要です。

申請は原則としてどちらも在学している学校を通じて行われます。学校から申請書などの案内が配布されますので、期限までに必要な書類を学校に提出してください。

### 【その他】

★家計が急変したときの奨学給付金制度があります。詳しくは自治体にお問い合わせください。

※この情報は2023年4月末時点のものです。

※参考：東京都私学財団HP「私立高等学校等授業料軽減助成金事業」

[http://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa\\_jugyoryo.html](http://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_jugyoryo.html)